

事務連絡
令和5年6月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行規則等の一部改正に伴う技術者資格の取り扱いについて

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）及び関係告示の一部が、令和5年7月1日に施行されること、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハ及び第15条第2号ハに定める者等の取り扱いについて、別添のとおり、地方整備局等及び都道府県の建設担当部局長宛て通知しましたので、ご承知おき頂くとともに、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。